

京都市訓令甲第 14 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

京都市長 門 川 大 作

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局人事部人事課)